

移民政策学会 2013 年度年次大会抄録原稿、5 月 12 日、於甲南大学

留学生政策と移民政策の連携—オーストラリアと日本のポイント制の比較から—

## Linking International Student Policy and Skilled Migration Policy: Comparison of Point Systems in Australia and Japan

佐藤由利子（東京工業大学）

Yuriko SATO (Tokyo Institute of Technology)

キーワード：留学生政策、技術移民、ポイント制、高度外国人材

### 1. オーストラリアにおける留学生政策と技術移住政策の連携

オーストラリアは 2011 年に 55 万人（内、高等教育分野 24 万人、職業訓練分野 17 万人）の留学生を受け入れ、同年、留学生がオーストラリアにもたらした収入は 153 億オーストラリアドル（一ドル 100 円で換算すると約 1.53 兆円）に上り、国際教育は、石炭、鉄鉱石に次ぐ第 3 の輸出産業である。オーストラリア政府国際教育機構(AEI)の 2007 年の調査によれば、78%の留学生が永住権の取得を申請中(30%)、または申請を計画しており(48%)、移住の可能性がオーストラリア留学をより魅力的なものとしてきた。留学生は技術移民の主要な源泉の一つとなり、オーストラリアの経済発展に貢献してきた。

永住権ビザ審査にかかるポイント制は 1989 年に導入され、Skilled Occupation List（国内で人材が不足する技術移住指定職種リスト）に示された職種の資格（専門性）、英語力、年齢、学歴、オーストラリア留学経験、地方留学などが、配点要件として示されてきた。

ポイント制は、労働市場におけるニーズ変化や、ニーズに合った人材選別を確実にするため、何度も見直しが行われてきた。例えば 2007 年には、会計士など技術移住指定職種の専門課程を修了した留学生が、英語力不足などのため、実際に当該職種に就労していないという指摘(Watty, K., Birrel, B.)を受け、英語力の最低基準が引上げられ、1 年間の専門分野での実務経験が資格要件に追加された。2011 年の改定では、技術移住指定職種における資格（専門性）が配点項目から外され、申請の資格要件の 1 つとなり、(留学生が対象のサブクラス 885 の場合) 合格点が 120 点から 65 点に変更される共に、英語力の要求水準がさらに引き上げられた。2012 年の改定では SkillSelect という制度が導入され、永住権への関心表明(EOI, Expression of Interest)を行った申請者の情報が 2 年間登録され、申請者が必要な人材だと判断された場合に永住権ビザが発行される仕組みとなった。申請者の地方で働く意思を確認することにより、地方の技術者不足も解消できるとしている。

### 2. 日本における高度外国人材ポイント制の導入と課題

2010 年の新成長戦略や 2011 年の日本再生戦略に「優秀な海外人材を我が国に引き寄せるためポイント制導入」という目標が盛り込まれ、2012 年 5 月、「高度外国人材に対するポイント制による優遇制度」が、高度学術研究、高度専門・技術分野、高度経営・管理の 3 分野を対象として開始した。表 1 と 2 は、2013 年 4 月時点の日本とオーストラリアのポイント制を、高度専門・技術分野と留学生対象のサブクラス 885 において比較している。大きな違いは、日本では留学生が直接申請できないこと、年収項目があり

配点が高いこと、本制度による優遇措置のメリットが小さいこと、オーストラリアでは申請者の資格要件が職種を含め細かく指定され、どのような人材を求めているかがわかりやすいこと、EOI 表明者の情報が2年間かけてマッチングされることが挙げられる。高度外国人材ポイント制は法務省、経産省、厚労省の協議により導入されたが、在留管理を行う法務省、日本人の雇用への悪影響を懸念する厚労省は慎重なスタンスだったと言われており(湯元2012)、留学生など高度人材の定着促進制度としては課題が多い。

	日本	オーストラリア
比較対象	高度外国人材ポイント制(高度専門・技術人材分野)	技術移住 サブクラス 885 永住権ビザ(留学生対象)
申請時点での要件	就労資格を持つ外国人(法務省 Q&A1)	①ビザ申請時に18歳以上50歳未満である ②規定以上の英語能力がある(IELTS6.0点以上) ③移民職業リスト(SOL)に載っている職種での資格 ④オーストラリアの教育機関での2年以上の留学経験 ⑤移民職業リストに載っている職種での技術査定合格 ⑥オーストラリア国内滞在者
申請前のプロセス		EOIを通して 関心表明を行なう。ここで提出された情報は、移民局のデータベースに保管され、セレクションを待つ。
ポイント合格のメリット	①複合的な在留活動の許容 ②「5年」の在留期間の付与 ③永住許可要件の緩和(概ね5年で永住許可の対象とする) ④入国・在留手続の優先処理 ⑤高度人材の配偶者の就労 ⑥一定の条件の下(子供3歳未満)親の帯同の許容 ⑦一定の条件の下(年収1500万円以上)家事使用人の許容	①オーストラリアでの永住、就労 ②オーストラリアでの就学 ③Medicare を通じての減額されたヘルスケア ④特定の社会保険料へのアクセス ⑤オーストラリア市民権申請資格(一定条件を満たす場合) ⑥他の人の永住権申請に当たってのスポンサーとなる

	日本	オーストラリア
学歴	4年制大学の学士号 10点 修士号 20点 博士号 30点	オーストラリアの専門学校等の資格 10点 4年制大学の学士号及び修士号 15点 博士号 20点
年収	30歳未満の場合 400~500万円 10点、500~600万円 15点 600~700万円 20点、700~800万円 25点 800~900万円 30点、900~1000万円 35点	なし
職歴	3~5年 5点 5~7年 10点 7~10年 20点 10年以上 20点	オーストラリア国内にて1年以上 5点 オーストラリア国内にて3年以上 10点 オーストラリア国内にて5年以上 15点 オーストラリア国内にて8年以上 20点 海外にて3年以上 5点 海外にて5年以上 10点
年齢	30歳未満 15点 30~34歳 10点 35~39歳 5点	18-24歳 25点、25-32歳 30点 33-39歳 25点、40-44歳 15点 45-49歳 0点
語学力	日本語能力検定1級以上 10点	IELTS7点 10点、IELTS8点 20点
留学経験	日本の大学/大学院を卒業 5点	2年以上のオーストラリア留学 5点
ボーナス ポイント	研究実績(特許1件、競争的資金獲得3回、学術論文3本、法務大臣の定める研究実績のいずれか)15点	
	日本の国家資格、またはIT告示に定める資格:	
	所属機関がイノベーション支援措置を受ける	
	10点	地方留学 5点
		関連分野でのインターンシップ(Professional Year)経験 5点
	配偶者が英語力などの申請資格を満たす 5点	
	指定言語についての認定資格	
合格点	70点	65点